

熊本県営住宅について

熊本県営住宅は、住宅の確保に困っておられる方のため、国と県が協力して建設した住宅で、熊本県民の大切な共有財産です。したがって、一般の賃貸住宅とは違って使用に際していろいろな制限や注意すべきことが多数あります。お申込に際しては、県営住宅の特性をご理解の上ご検討下さい。

- ① ご入居にあたり、公営住宅法、熊本県営住宅条例、熊本県営住宅管理規則等の関係法令を守ってください。
- ② 小さなお子さまからお年寄りまで、様々な人が生活する共同住宅ですので、「他人への思いやり」や「お互いの協力」が必要です。
- ③ **犬、猫、鳥等のペットの飼育は禁止**されております。同様に敷地内での餌付けや一時的な預かりも禁止です。ただし障がい者補助犬は除きます。（事前に申請が必要です）
- ④ 入居時には初年度の家賃額 3 か月相当の敷金が必要です。
- ⑤ **家賃以外に別途共益費が必要**となります。共益費は、条例に定められた共同施設を維持するための費用であり、階段・敷地内の電灯やエレベーターなどの電気代、散水栓等の水道代など、入居者全員で負担・支払いしていただくものです。
- ⑥ 共益費の徴収および支払い、**住宅・敷地の清掃や草木の管理など、住宅管理の一部については、住民の皆様の自主管理です。**
- ⑦ 入居後は家賃算定のために、毎年 6 月にお送りする収入申告を提出していただきます。申告された収入に応じて、毎年度 4 月に家賃額が改訂されます。
- ⑧ 入居から 3 ～ 5 年経過後、収入が一定額以上の場合には、収入超過者又は高額所得者と認定され、家賃に対して超過負担額が段階的に適用されるとともに、収入超過者は住宅の明渡努力義務が課せられ、高額所得者は住宅の明渡しをしていただきます。
- ⑨ 退去時修繕の入居者負担範囲は畳の表替え、襖紙の張り替え、清掃、その他入居者の責任により破損・汚損・紛失したものが対象となります。
- ⑩ 経年劣化等による設備の老朽化が目立つ場合がございますが、美観の問題による修繕など、**使用できる状態での修繕は行っておりません。**
- ⑪ 駐車場の設置されている団地で空きスペースがある場合、同団地の入居者・同居者に限り一定の条件のもと有料で利用ができます。
- ⑫ 緊急な安否確認が必要となった場合は、警察官立会いのもと鍵等を壊すことがあります。破錠等に伴う修理費用は入居者負担になります。